

第385回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年12月15日(水)

10:00~11:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号

香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 香川県資源管理方針の変更について(諮問)
- (2) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (3) 令和3年度連合海区漁業調整委員会について(協議)
- (4) 第43回瀬戸内海広域漁業調整委員会について(報告)
- (5) 資源管理の状況等の報告(区画漁業権)について(報告)

5 その他

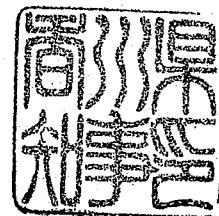


3 水産第 55401 号  
令和 3 年 12 月 9 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 浜田 恵造



香川県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。）第 14 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、漁業法第 14 条第 10 項で準用する同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。



# 香川県資源管理方針

[令和2年12月1日制定]

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

### 2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候といいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲しているこ

とから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したもの）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成27年以降、増加傾向にあるものの、昭和50年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

### 3 本県の責務

本県は、法第6条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第3項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第5の3の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあっては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理

区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第 8 条第 3 項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第 4 項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第 5 項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源についても、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事

への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第26条第1項又は第30条第1項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第90条第1項）が適切に行われるよう指導するものとする。
- (2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。
- (3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

### 3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

### 4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

### 5 その他

知事は、法第31条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第32条第2項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

## 第7 香川県方針の検討・変更

法第14条第8項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙1-5 まさば及びごまさば太平洋系群」までにそれぞれ定めるものとする。



## 第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農水令48号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

#### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

#### ② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第257号。以下この別紙において「法」という。）第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

## (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を探捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## 第1 特定水産資源

まあじ

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

## (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第2種共同漁業（拵網）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類	漁獲努力量の範囲
漁業権 漁業	定置漁業及び第2種共同漁業（拵網）（法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合） 127件まで（定置漁業4件及び第2種共同漁業（拵網）123件）
許可漁業	小型定置網漁業（法第57条の規定に基づく許可の場合） 4件まで

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

## (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第2種共同漁業（拵網）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類		漁獲努力量の範囲
漁業権漁業	定置漁業及び第2種共同漁業（拵網）（法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合）	127件まで（定置漁業4件及び第2種共同漁業（拵網）123件）
許可漁業	小型定置網漁業（法第57条の規定に基づく許可の場合）	4件まで

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第2種共同漁業（枠網）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類		漁獲努力量の範囲
漁業権漁業	定置漁業及び第2種共同漁業（枠網）（法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合）	127件まで（定置漁業4件及び第2種共同漁業（枠網）123件）
許可漁業	小型定置網漁業（法第57条の規定に基づく許可の場合）	4件まで

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。



## 香川県資源管理方針の変更について（諮問）

## 【背景】

- ・ 漁獲可能量管理（TAC管理）において、国から示された漁獲量の上限に対して、自県の漁獲が大幅に積み上がった場合、香川県資源管理方針の規定により漁獲量等の報告を3日以内とすることとされていた（本県においては、クロマグロのみ実施）。
- ・ 他方、国や県においては、これまで当該報告期限に、行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する日（土曜日、日曜日、祝日等）を算入せずに運用してきたところである。
- ・ このため、従来の運用が継続的に行うことができるよう、国は国が定める資源管理基本方針を令和3年10月25日付けで変更しており、同様の規定の改正を県も行うよう、国から指導を受けているところである。

## 【変更点】

以下のとおり改正する。

新	旧
香川県資源管理方針 〔令和2年12月1日制定〕	香川県資源管理方針 〔令和2年12月1日制定〕
第1～第8 (略)	第1～第8 (略)
(別紙1－1 くろまぐろ(大型魚))	(別紙1－1 くろまぐろ(大型魚))
第1 (略)	第1 (略)
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県くろまぐろ大型魚漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ①～③ (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県くろまぐろ大型魚漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ①～③ (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月

10日まで

- ② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の漁業法(昭和24年法律第257号。以下この別紙において「法」という。)第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

第3～第5 (略)

(別紙1-2 くろまぐろ(小型魚))

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

①～③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月

10日まで

- ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日

10日まで

- ② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の漁業法(昭和24年法律第257号。以下「法」という。)第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3～第5 (略)

(別紙1-2 くろまぐろ(小型魚))

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

①～③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月

10日まで

- ② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)に

まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3～第5 (略)

(別紙1-3 まあじ)

第1～第5 (略)

(別紙1-4 まいわし太平洋系群)

第1～第5 (略)

(別紙1-5 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第5 (略)

による改正後の漁業法(昭和24年法律第257号。以下「法」という。)第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3～第5 (略)

(別紙1-3 まあじ)

第1～第5 (略)

(別紙1-4 まいわし太平洋系群)

第1～第5 (略)

(別紙1-5 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第5 (略)

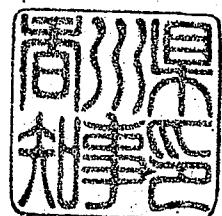


3水産第55351号  
令和3年12月9日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎様

香川県知事 浜田恵造



まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	合計
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	0.1トン	令和3年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	1.0トン	令和3年4月1日～翌年3月31日
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和4年1月1日～12月31日
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和4年1月1日～12月31日
まさば及びごまざば太平洋系群	香川県まさば及びごまざば漁業	現行水準	令和3年7月1日～翌年6月30日



## まあじ及びまいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量について

### 【背景】

- ・ 漁獲可能量管理（TAC 管理）において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき TAC 魚種について知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量（漁獲量の上限又は管理手法）を定めることとしている。
- ・ 来年 1 月から新たな管理年度が開始するまあじ及びまいわし太平洋系群について、国から現行水準での管理（現行の漁獲圧を増加させないよう漁獲努力量を管理）を行うよう、令和 3 年 11 月 18 日付けで通知があったところである。
- ・ このため、次の管理年度においても、昨年と同様に、本県では、まあじ及びまいわし太平洋系群を現行水準で管理する旨、定める必要がある。

### 【変更点】

以下のとおり変更する。なお、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群については変更ない。

特定水産資源	知事管理漁獲可能量（変更前）
くろまぐろ（小型魚）	0.1 トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0 トン
まあじ	現行水準（現行水準）
まいわし太平洋系群	現行水準（現行水準）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準



3水管第2072号  
令和3年11月18日

香川県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.21%	263
まいわし 太平洋系群	現行水準	0.01%	100トン未満
まいわし 対馬暖流系群			

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない



## 令和3年度連合海区漁業調整委員会について

- 1 令和2年度各連合海区漁業調整委員会の結果（令和3年5月当委員会で報告済み）及びその後の動き

### (1) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

会議形式：書面による確認

結果：

- ・ 令和2年2月18日に開催された、令和元年度愛媛・香川連合海区漁業調整委員会の中で、「令和2年度は、法改正に伴う任期の延長があること、また從来から円満に続いていることから、特に漁業調整を必要とする案件が生じない限り入漁協定の内容は引き継ぎ、令和2年度の連合委員会は開催しない」こととなっていた。
- ・ 令和3年1月21日に両県海区の事務局による協議を行った結果、特に漁業調整を必要とする問題がないことを確認した。
- ・ 令和3年2月9日付けで入漁協定表の確認書を作成し、入漁協定を締結した。

#### その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和3年12月10日に愛媛海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和4年1月中～下旬に事務局事前協議予定。
- ・ かに建網漁業について、例年6月に定例協議会を開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2・3年度は協議を中止した。県内組合からの聴き取りにより、操業上特段の問題は無かった旨を確認済み。

### (2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和3年2月19日（金）13:21～13:38

会議形式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB形式で開催した。

出席者：香川海区1名、広島海区1名（両海区から会長のみ出席） 傍聴者 なし

結果：

- 令和3年度における各種漁業の入会協定
  - ・ 原案どおり決定した。
- その他
  - ・ 特になし。

#### その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和3年12月9日に広島海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和4年1月中～下旬に事務局事前協議予定。

### (3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和3年3月18日（木）14:08～14:56

場 所：産業振興ビル 岡山県玉野市

出席者：香川海区 6名、岡山海区 7名 傍聴者 なし

結 果：

- 令和3年度における各種漁業の入会協定

- ・ 原案どおり決定した。

- その他

- ・ 小型機船底びき網漁業に関する岡山西部地区と中讃地区との相互入会について、香川海区会長から、新規の相互入会が認められたことへの謝意と、同時操業15統の管理が課題である旨の意見があった。

- ・ 香川海区の委員から、与島漁業協同組合（以下、与島漁協）と倉敷市児島地区関係漁業協同組合（以下、下津井地区）の間で関係者同士のたこづなわ漁業に関する協定が結ばれたことについて、入漁協定表の備考欄「地元関係漁協間の協定を要す」に明確に位置付けるのであれば、協定内容をより具体的なものにする必要がある旨の意見があった。

- ・ 香川県水産課から、岡山から塩飽海面へ入漁してくるたこづなわ漁業について、許可内容の適切な履行について指導依頼した。

#### その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和3年12月13日に岡山海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和4年1月中旬に事務局事前協議予定。
- ・ 与島漁協と下津井地区のたこづなわ漁業の操業について、令和3年4月24日に両漁業者が参集し、与島漁協の漁業者の操業場所の確保に係る協議が行われた。また、9月29日に、与島漁協及び下津井地区の代表者間の協議が行われ、与島漁協・下津井地区間の協定に基づき、定期的（毎年4月と9月の第2金曜日）に協議を行っていくことを確認した。

### 3 令和3年度各連合海区漁業調整委員会への対応

#### (1) 連合海区漁業調整委員会の日程等 (案)

連合海区名(事務局)	予定期間	開催予定場所	委員
愛媛・香川連合海区 漁業調整委員会 (香川海区)	令和4年 2月中～下旬頃	愛媛県松山市	会長海区：香川海区 北尾会長、宇山委員、山口委員、岩田委員、 大北委員、嶋野委員
広島・香川連合海区 漁業調整委員会 (広島海区)	令和4年 2月中～下旬頃	広島県広島市	会長海区：広島海区 北尾会長、山本委員、山口委員、岩田委員、 嶋野委員、松本委員
岡山・香川連合海区 漁業調整委員会 (香川海区)	令和4年 2月中～下旬頃	香川県高松市	会長海区：香川海区 北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、 小見山委員、森委員、志摩委員、岩田委員、 嶋野委員、筒井委員

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB形式や書面形式に変更となる可能性があります。

#### (2) 今後のスケジュール (案)

12月～1月上旬：各地区で協定内容について検討し、変更等あれば、地元調整のうえ、地元委員と県事務局で課題等を整理

1月中～下旬：事務局事前協議

各連合海区漁業調整委員会の日程、議題、調整等

1月下旬：香川海区漁業調整委員会委員会

各連合海区漁業調整委員会に向けた入会調整の最終確認、課題等の整理

2月中～下旬：各海区との連合海区漁業調整委員会

3月中：香川海区漁業調整委員会

各連合海区漁業調整委員会の結果報告



## 愛媛、広島、岡山各連合海区漁業調整委員会について

### 1 連合海区漁業調整委員会の設置

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

根拠規定：漁業法第147条

#### (1) 設置されている連合海区漁業調整委員会

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

広島・香川連合海区漁業調整委員会

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

#### (2) 開催状況

各連合海区漁業調整委員会とも、近年は、翌年度の入漁協定に関する協議等のために、2～3月頃に開催される。

### 2 連合海区漁業調整委員会の委員構成

連合海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる。

根拠規定：漁業法第148条第1項、第2項

### 3 各連合海区漁業調整委員会の委員数

#### (1) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる

(愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

#### (2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

(広島・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

#### (3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

(岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)



# 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

## (所掌事務)

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定むるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

## (事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

## (委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名をおく。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑または意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議事の要領

(5) 議決の結果

(6) その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定むるものほか必要なる事項は、漁業法を適用する。漁業法に規程なき事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

# 広島・香川連合海区漁業調整委員会規程

## (所掌事項)

第1条 広島・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、広島海区と香川海区との2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

## （事務所の所在地）

第2条 委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会内に置く。

## （委員会）

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会委員の中から選出された各6人の委員をもってあてる。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記をあて、会長がこれを任免する。

## （会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、招集者が決定しないときは、広島及び香川の両県知事が協議して招集することができる。

2 委員の3分の1以上が議案を示して会議の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、7日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を委員に通知するとともに、適当な場所に公示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定めるものを除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開する。

第8条 会議の議事は、第6条第3項の規定にもとづいて公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議事について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 会長は、委員からの発言の要求があったときは、その要求の順序によつて、これを許可しなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言をすることができる。

第11条 会長は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1） 委員会の日時及び場所

- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長が指名した出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供する。

(公聴会)

第14条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、第6条第3項の規定を準用する。  
(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、会議の議決によって行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (制定)

この規程は、昭和40年4月5日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、昭和45年3月12日から施行する。

# 岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

## (所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定むるところにより、岡山海区と香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

## (事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

## (委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。
- 3 委員会に書記若干名をおく。
- 4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長事故あるときは、会長代理が招集する。

- 2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があつた日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は法令で定むる場合を除く外出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項はこの限りでない。

第8条 委員は議題について自由に質疑しまたは意見を述べることができる。

- 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし委員会において承認したときは、会議に出席し発言することができる。

第10条 会長は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 委員会の日時及び場所
- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議事の要領
- 5 議決の結果

## 6 その他重要な事項

第11条 議事録は会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定むるもの外必要なる事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定なき事項は、会長が定める。

## 附 則

この規程は昭和38年5月8日から施行する。

令和3年度愛媛・香川連合海区入漁協定表

(令和3年2月9日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳				令和2年度内訳			
漁業種類	入漁数	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数	許可数
瀬戸内海機船 船びき網	統 27	5.15～翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊吹 西かがわ(旧豊浜町)	27	0 1 0 1 5 0
ローラー 吾智網	11	1.1～12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1～5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		詫間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	1.1	0 0 0
さわら流網	19	4.1～7.31 9.1～11.30	燧灘海面を除く) (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧栗島) 〃(旧志々島) 詫間(旧詫間) 〃(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧大野原) 伊与島	19	0 0 0 0 6 0 1.1 0
小型機船 底びき網 (手縄第2種) (手縄第3種)	現有三豊 市・観音寺 市内の許可 を有するも の	1.1～12.31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市 内の各漁協	365	



令和3年度愛媛・香川連合海区入漁協定表

(令和3年2月9日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳

愛媛海区から香川海区への入漁内訳				令和2年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6. 1~ 翌1.15	古三崎から百賀島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線以東の海面を除く。 及び余木崎から大鳶島頂見通し線以東の海面を除く。		島川 川之塞	17	4 3 0
		5.15~ 翌1.15	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から豊島北端 を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大鳶島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4.20~ 6.15 9.1~ 11.30	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から円上島頂 を見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さつば刺網	3	8. 1~ 11.30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6. 1~ 11.30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5. 1~ 6.30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8. 20~ 10.31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延繩	13	1. 1~ 12.31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手縄第2種) (手縄第3種)	現有隻数	1. 1~ 12.31	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から高井神島 北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を除 く。				



令和3年広島・香川連合海区漁業調整委員会 漁協定表

香川⇒広島

漁業種類	統數	漁業時期	操業区域	漁協別内訳		2年度実績		備考
				協定数	許可統数	協定数	許可統数	
瀬戸内海機船びき網	27	自 7月 1日 至 12月31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百賀島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島端見通し線以東の広島県海面。	伊吹 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧豊浜町) 三豊市(旧仁尾町)	19 1 3 1 3	19 1 3 1 3	15 0 0 0 1	
				小計	27	27	16	
さわら 流し刺し網 まながつお 流し刺し網	19	自 4月20日 至 6月20日 自 6月21日 至 10月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	三豊市(旧栗島、旧志々島) 西かがわ(旧大野原) 観音寺 詫間(旧箱浦) 伊吹	4 2 6 1 6	4 2 6 1 6	0 0 6 0 6	旧栗島2、旧志々島2
たこ壺	9	自 5月 1日 至 12月31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市(旧志々島)	9	9	0	
小型機船 底びき網	320	自 1月 1日 至 12月31日 自 12月 1日 至 翌年3月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百賀島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。	三豊市内、觀音寺市内各漁協	320	320	81	
ごち網	3	自 4月20日 至 5月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 三豊市(旧三崎) 小計	2 1 3	2 1 3	0 0 0	
いかなご袋待網	8	自 3月 1日 至 3月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 三豊市(旧三崎) 三豊市(旧志々島)	8 8 3	8 0 3	0 0 0	詫間(旧箱浦)9、 三豊市(旧三崎)2、 三豊市(旧志々島)2のうち
計	386				386	386	109	



令和3年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表

広島→香川

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協別内訳	2年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船びき網	10	自 7月 1日 至 12月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛 島南端から伊吹島北端見通し線とによっては さまれた北西の海面。	走島	10	10	・入漁操業時には香川県の指定す る標識を掲げること。
さざなみ着網	7	自 6月 1日 至 7月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛 島南端から伊吹島北端見通し線とによっては さまれた北西の海面。	走島	7	0	・許可申請に当つては所属組合の 組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定す る標識を掲げること。
きすさしき	48	自 6月 1日 至 7月31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結 んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000 メートルの区域を除く。	走島 浦島 鞆の浦	40 5 3	40 5 3	10 0 1
さわら流しさしき	2	自 4月20日 至 6月15日 及び 自 9月 1日 至 11月30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛 島南端から伊吹島北端見通し線とによっては さまれた北西の海面。	走島	2	2	2
まなかがつお流しさしき	10	自 6月 1日 至 9月30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古 三崎から田島東端見通し線以南の香川県海 面。	走島	10	10	1
いかかなご込網	30	自 3月 1日 至 4月30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結 んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000 メートルの区域を除く。	走島	30	30	0
延なわ	20	自 1月 1日 至 12月31日	旧西讃海面。 (三豊市、觀音寺市地先海面)	吉和 鞆の浦	10 10	10 10	0 0
手縄第2種	251	自 1月 1日 至 12月31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並び に江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点 から三崎突端を見通す線以北の海面。	小計	20	20	0
		自 12月 1日 至 翌年3月31日		鞆の浦 走島 田島 横島 吉和 尾道 千年 因島市 浦島	67 40 25 32 60 2 9 14 2	15 40 25 32 60 2 9 14 2	2 12 18 4 3 13 0
小型機船底びき網				小計	251	251	69
手縄第3種					378	378	93
計							



# 令和3年度岡山・香川連合漁区入漁協定表

香川→岡山 1

## 香川海区から岡山海区への入漁内訳

地区名		漁業種類	網統数	組合別内販	漁業時期 (自~至)	漁業区域	2年許可数	備考
東部	小型機船底びき網	141	土庄中央 四北瀬浦 唐内	35 69 7 11 19	手縄第2種 1.1~12.31 手縄第3種 10.15~翌4.15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界まで岡山県海面 (旧和氣・邑久海区海面)	相互入会 隣山・香川連合委協定のとおり	
	さわら流網	4	土庄中央	4	5.1~7.31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 丸崎見通し線以東の岡山県海面		
中吉	まながつお流網	3	香西	3	5.1~11.30	玉野市地先海面 (ただし、独立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す
	はえなわ	7	与島	7	6.1~9.30	玉野市地先海面 (ただし、独立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す
中部	小型機船底びき網	70	与島	70	1.1~12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び香川県梅下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 (ただし、島と島の間及び水島特定期区域を除く)	与島 4	許可を要す
	112	18	与島	18	1.1~12.31	倉敷市児島地先海面	与島 12	許可を要す
西部	164	高松市瀬戸内	112		9.1~10.31	玉野市日比地先海面	与島 41 本島 16 (計 57)	許可を要す
					1.1~12.31	玉野市日比地先海面	与島 18	許可を要す
						淡口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付近海面	相互入会 元関係漁協間の協定を要する 同時換業は12統以内とする	相互入会 岡山・香川連合委協定のとおり 同時換業は15統以内とする
						手縄第2種 1.1~12.31		

# 令和3年度岡山・香川連合漁協定表

香川→岡山 2

(令和3年3月18日協定)

## 香川海区から岡山海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統 繁	組 合 別 内 証	漁 業 時 期 (自 ~ 至)	操 業 区 域	2 年度許可数	備 考
中	たいらぎ潜水器	35		12. 1 ~翌4. 20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間ににおいて調整が成立したるもの
吉	みるくい潜水器 なみがい			12. 1 ~翌4. 20	倉敷市児島地先海面	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間ににおいて調整が成立したものの
地	まきえ釣網	5	与島 5	1. 1 ~ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与島 1	許可を要す
区		7	与島 7	1. 1 ~ 12. 31 (ただし、旧東尻町地先海面を除く)	玉野市地先海面 (ただし、旧東尻町地先海面を除く)	与島 1	許可を要す
さ	さわら流網	19	与島 1 宇多津丸島本島 多度津町高見 4	1. 1 ~ 12. 31 5. 1 ~ 6. 30	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面 番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水 島瀬	与島 0	許可を要す
西	まながつお流網	46	坂出市島 宇多津丸島 多度津町高見 3	5. 1 ~ 11. 30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以 南の海面で、手島平鼻から番所鼻見通し線 以西北木島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す
音	さわら流網	2	三豊市	5. 1 ~ 7. 31 9. 1 ~ 11. 30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡 山県海面	栗島 0	許可を要す
地	点火(点火いさり)	6	銀音寺	5. 1 ~ 7. 31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県 境付近海面		相互入会
区	小型機船底びき網	78	本島 4 三豊市 銀音寺 28	11. 1 ~ 翌2月末 手縄第2種 1. 1 ~ 12. 31	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海 面	本島 3	許可を要す
					番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県 境付近海面		相互入会

# 令和3年度岡山・香川連合海区入漁内訳表

岡山→香川 1

(令和3年3月18日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳		漁業時期				操業区域		2年度許可数		備考	
地区名	漁業種類	統数	組合別	内観	(自~至)						
東音地区	小型機船底びき網	19	胸上	19	1. 1 ~ 12. 31	直島東部海面		胸上	19	許可を要す S41.	4. 8直島・胸上漁業協定
	241 日生町里町日躉市上久慈牛朝九岡小胸	8833158546	手縄第2種(えびこぎ)解漁業 1. 1 ~ 12. 31	手縄第3種(そろはんこぎを除く) 10. 15 ~ 翌4. 15		小豆島北部香川県海面					
	12 たまのさわら流しざし網	1230	手縄第2種(えびこぎ)解漁業 1. 1 ~ 12. 31			大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、手島東に弁天島・クベ島、ハジカミ鼻、手島基平鼻を結んだ線以北の香川県海面		たまの	1	許可を要す	
一玉野市以東の関係組合	2 胸上	2		5. 1 ~ 7. 31		小槌島・大槌島以東の旧中讃海面		たまの	24	許可を要す 毎日比20統の内、同時操業は16統以内とする	
	72 日生町里町日久慈牛朝九岡小胸	1552329		5. 1 ~ 7. 31		小豆島・大槌島以東の旧中讃海面		胸上	2	許可を要す	
	15 牛窓朝	78		5. 1 ~ 7. 31		小豆島・千振島以東の香川県海面					
	主ながつお流しさし網	4	胸上	2	6. 1 ~ 9. 30	直島・豊島地先海面		たまの	2 (計 4)	許可を要す	
	たこつぼなわ	3	胸上	3	5. 1 ~ 12. 31	豊島家浦地先海面		胸上	3	許可を要す	
	いいだこつぼなわ	1	胸上	1	12. 1 ~ 翌4. 30	豊島家浦地先海面		胸上	1	許可を要す S38.	5. 8香川・岡山連合委協定
	まきえ鮎り	7	たまの	7	1. 1 ~ 12. 31	直島地先海面		たまの	3	許可を要す	
	まだご釣り	5	たまの	5	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面		たまの	5	許可を要す	

令和3年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 2

(令和3年3月18日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統合組数	内訳	漁業時期(自~至)	操業区域	2年度計可数	備考
中音地区	小型機船底びき網	135	児島 31 第一田之浦吹上 9 第一田之下津井 8 本田之下津井 24 下下 53 西 10	手線第2種(えびこぎ)網漁業 に限る。) 1. 1 ~ 12. 31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線 更に弁天島からアカベラ、ハジカミ等、手 島基平鼻を結んだ線以北の香川県海面	児島浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	許可を要す
一倉敷市児島地区関係組合	ごち網	31	児島 31	手線第2種(えびこぎ)網漁業 に限る。) 1. 1 ~ 12. 31	高松市大槌島東部地先海面	児島浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10艇以内とする
	いかなご込網	1	児島 1	4. 20 ~ 8. 31	塩飽海面	児島浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	許可を要す
	いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 第一田之下津井 1 本田之下津井 2 下下 1	2. 1 ~ 6. 30 (ただし丸亀地先沖を除く)	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 讃海面	児島浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	許可を要す
	いか込網	6	第一田之浦吹上 1 第一田之下津井 1 本田之下津井 2 下下 1	7. 1 ~ 7. 31	塩飽海面	第一田之浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	許可を要す
	まながつお込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 第一田之下津井 2 本田之下津井 1	4. 20 ~ 5. 31 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 讃海面	児島浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	許可を要す
	大型いか込網 〔まながつお込網〕	2	児島 1 下下 1	6. 15 ~ 8. 31 大型いか込網 まながつお込網 6. 21 ~ 8. 31	高松沖海面	児島浦吹上 第一田之浦吹上 本田之下津井 下下 6 西 6 (計 53)	S50. 5. 7及S54. 7. 6高松市沖係込 網道正臨議会協定により5統か 但1.52年の連委協定により2統に減船 許可を要す

令和3年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 3

( 令和3年3月18日協定 )

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統合組数	内訳	漁業時期(自~至)	操業区域	2年度許可数		備考
						島浦吹上	島浦吹上	
中 部	さわら流しさし網	23	島浦吹上 児第一田之浦吹上 木第一田之浦吹上 下津井 下津井 西	5. 1 ~ 7.31	塩飽海面	0	2	許可を要す
地 区	まながつお流しさし網	11	島浦吹上 児第一田之浦吹上 木第一田之浦吹上 下津井 下津井 西	6. 1 ~ 9.30	塩飽海面	3	9	許可を要す
一 倉 敷 市	かに壁網	1	第一下津井	8. 1 ~ 10.31	手島西南海面	0	1	許可を要す
児 島 地 区	ままかり巻きさし網	3	第一下津井	11. 1 ~ 12.31	広島地先海面	0	3	許可を要す
関 係 組 合	たこつぼなわ	22	島浦吹上 児第一田之浦吹上 木第一田之浦吹上 下津井 下津井 西	5. 1 ~ 12.31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く。	塩飽海面	3	6	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
	いいだこつぼなわ	3	島浦吹上 児第一田之浦吹上 木第一田之浦吹上 下津井 下津井 西	5. 1 ~ 12.31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く。	西塩飽海面	0	1	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
	1	10	島浦吹上 児第一田之浦吹上 木第一田之浦吹上 下津井 下津井 西	12. 1 ~ 翌4.30	広島・手島間の海面	0	2	許可を要す
	1	1	第一下津井	1. 1 ~ 4.30	高見島北部海面	1	1	許可を要す 第一下津井漁協 協定
	1	1	第一下津井	1. 1 ~ 4.30	本島東部海面	0	0	許可を要す 第一下津井・下西 漁協協定
	1	1	下 西	1. 1 ~ 4.30	手島北部海面	0	0	許可を要す 4. 10小手島・下津井・下西 漁協協定
	2	2	第一下津井	1. 1 ~ 4.30	与島地先海面	2	2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す

令和3年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 4

( 令和3年3月18日協定 )

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統計数	組合別内訳	漁業時期(自~至)	操業区域	2年度許可数	備考
中音地区	あなご延なわ	9	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上	1. 5 ~ 3.31	小豆島東部海面	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上	許可を要す S47.12.26内海町・児島地区関係 漁協協定
一倉敷市児島地区関係組合	たいらぎ潜水器	20	児島 第一田之浦吹上 第一田之浦津井 第一田之下津 第一田之下下 第一田之下井 第一田之下井西	1. 1 ~ 12.31	本島、与島、小与島、小瀬尾島、牛島の各島に より囲まれた海面	児島 第一田之浦吹上 第一田之下津井 第一田之下津 第一田之下井 第一田之下井西	許可を要す S43.3.18姫島漁連・児島地区漁 連協定
	みるくい潜水器 なみがい	23		12. 1 ~翌4.20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く) 坂出市(三王誕地先を除く)宇多津町地 先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間ににおいて調整が成 立したもの
	点火(ひほき)	7	備讃瀬戸 いたいざるく みるくる い潜蓄司業 漁業組合	12. 1 ~翌4.20	(集) (1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸 亀市(5)多度津町 (但し許可裏面図示のとおり) (集) 六島南端、手島西北端、舟島北端、弁天島 、樅石島を直線で順次結んだ線以北の海 面(ただし共同漁業権の区域を除く) (許可裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間ににおいて調整が成 立したもの
		1	児島	1. 1 ~ 12.31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 下 西	許可を要す (計 5)
					本島、与島先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児島	許可を要す

令和3年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 5

岡山海区から香川海区への入漁内訳

(令和3年3月18日協定)

地区名	漁業種類	統合組数	内訳	漁業時期 (自~至)	操業区域	2年度許可数	備考	
中音地区	かにすくい網	40	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下 児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	1. 1 ~ 12. 31 13 13 11 1 2	塩鮫海面及び直島地先海面	児島 第一田之浦吹上 児島第一田之津井下 児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	0 5 1 0 2 (計) 8	許可を要す
まきえ釣りり	まだこ釣り	8	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	1. 1 ~ 12. 31 5 3	与島地先海面	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	1 0 (計) 1	許可を要す
まだこ釣りり	34	220	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下 児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	4. 1 ~ 12. 31 27 56 12 48 20	東塩鮫海面 (旧与島村、旧本島村)	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下 児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	26 28 23 12 36 20 (計) 145	許可を要す
まだこ釣りり	16	5	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	4. 1 ~ 12. 31 12 8	西塩鮫海面 (広島以西)	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下 児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	4 4 2 1 7 (計) 18	許可を要す
まだこ釣りり	69	28	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	4. 1 ~ 12. 31 18 10 2 10 1	直島地先海面	児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下 児島第一田之浦吹上 児島第一田之津井下	10 4 2 8 0 (計) 26	許可を要す

# 令和3年度岡山・香川連合海区入漁協定表

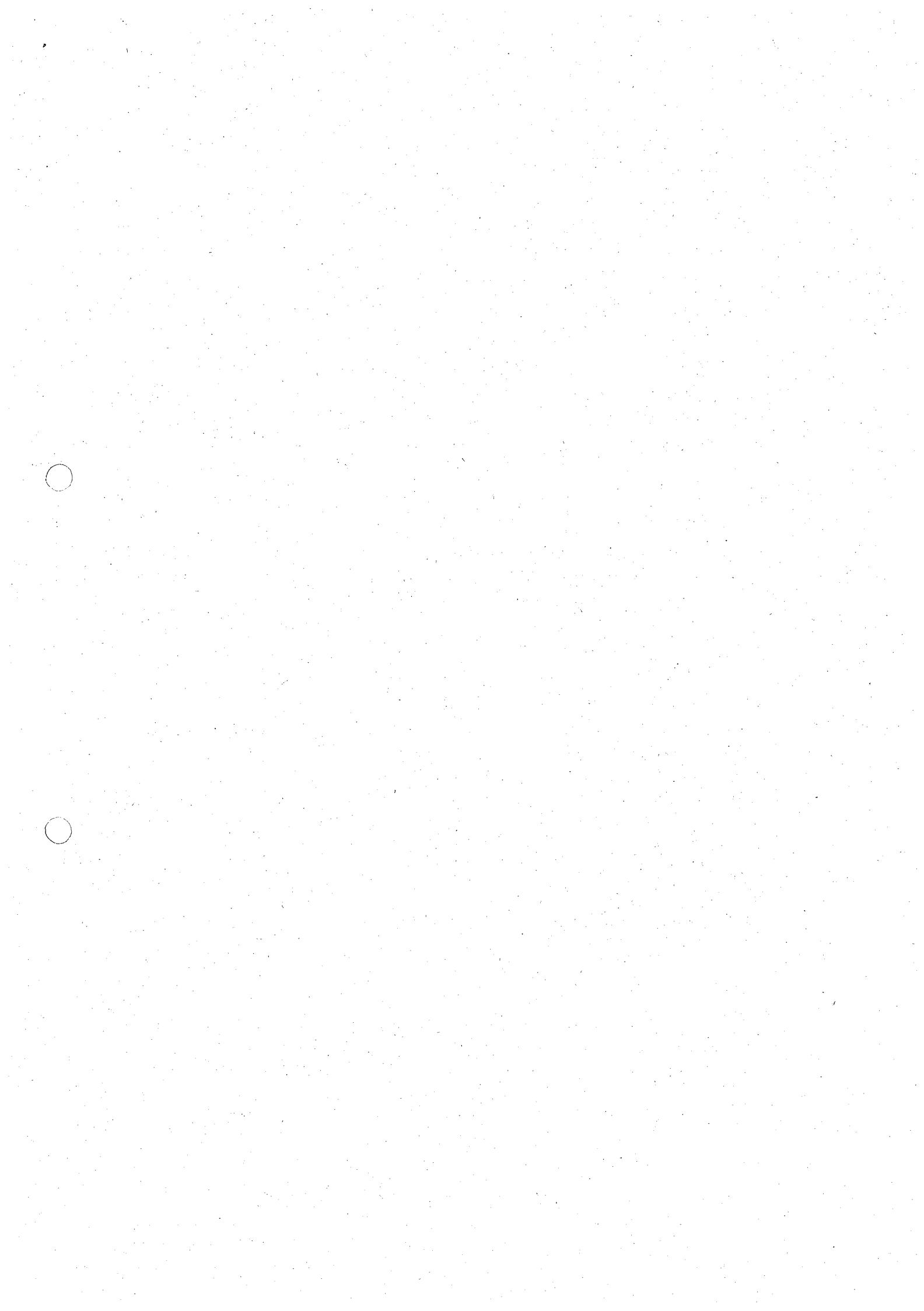
岡山→香川 6

( 令和3年3月18日協定 )

## 岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統 級 数	組 合 別 内 証	漁業時期 (自 ~ 至)	操 業 区 域	2年度許可数	備 考
西 部 地 区	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島 81 大島美の浜 15 笠岡市 87	手縄第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ~ 12. 31	県境付近海面		相互入会
				手縄第3種 (そろばんこぎを 除く) 12. 1 ~ 翌3. 31	協定書のとおり えびこぎ網漁業以外の 手縄第2種 1. 1 ~ 12. 31		相互入会 S60. 2. 28 岡山・香川連合委協定
	さわら流しさし網	18	黒崎連島 2 寄島 12 大島美の浜 4	5. 1 ~ 6. 30	県境付近海面 (鰯場はいずれも高見島以西の海面)		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
	に 建 網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5	8. 1 ~ 10. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
こち・げた建網	6	寄島 2 笠岡市 4		5. 1 ~ 7. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
まきえ釣り	6	笠岡市 6		1. 1 ~ 12. 31	佐柳島地先海面	笠岡市 1	許可を要す
まなががつお流しあし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島 1		6. 1 ~ 9. 30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島 2 (計) 5	許可を要す
	1	黒崎連島 1		6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す

(倉敷市玉島以西の関係組合)



## 第43回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

日 時：令和3年12月1日（水） 14:00～15:40

場 所：香川県庁本館19階 会議室（Web会議）

参加者：委員13名（当県から嶋野勝路委員が出席）ほか50名

### 1 会長職務代理者の互選について

和歌山県の大川委員を会長職務代理者としてはどうかとの意見があり、他の委員から特段の意見がなかったため、大川委員が互選された。

### 2 広域魚種の資源管理について

#### 2-1 サワラ瀬戸内海系群について

2020年の漁獲量は2,746トン、資源量は10,020トンであり、資源水準・動向は「中位」「増加」であると水産研究・教育機構より説明があった。

##### 《質疑応答》

嶋野委員より、兵庫県のはなつぎ網漁業及び岡山県の船びき網漁業について、令和2・3年度の漁獲を踏まえた資源評価及び来年度以降の資源管理の取組み内容等の検討を要望した。また、漁獲可能量管理の導入の検討について、これまでの漁業者の自主的な資源管理の効果の考慮や経営への支援についても要望した。

水産庁より、はなつぎ等の漁獲資源への影響について、資源評価の結果を踏まえて検討する旨、また今後の漁獲可能量の導入に関する問題点については、意見交換しつつ対応策を検討していくこととした旨回答があった。

#### 2-2 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群について

2020年の資源水準・動向は「低位」「減少」である旨、2027年漁期の資源量が管理目標（資源量840トン）まで回復するためには、現状の漁獲圧を半減させる必要がある旨、水産研究・教育機構から説明があった。

新たな資源管理体制の構築、トラフグへの漁獲可能量管理の導入について、関係漁業者の理解を得るために、浜周りを実施するために、関係府県と相談しつつ、日程調整を行っていく旨、水産庁より説明があった。

### 3 太平洋クロマグロの資源管理について

沿岸クロマグロ漁業の承認の一斉更新の結果について、瀬戸内海では、499件（和歌山県430件、徳島県63件、大阪府6件）の承認を行った旨、水産庁より説明があった。

### 4 TAC魚種拡大に向けたスケジュールについて

マダイ瀬戸内海中・西部系群、ヒラメ瀬戸内海系群については12月中、サワラ瀬戸内海系群、カタクチイワシ瀬戸内海系群、イカナゴ瀬戸内海東部系群、トラフグ日本海・東シナ海、瀬戸内海系群については来年度に資源評価結果が公表される。

TAC管理については、スケジュールありきではなく漁業者の理解と協力を得た上で進めいく旨、水産庁より説明があった。

### 5 令和4年度資源管理関係予算について

令和4年度資源管理関係予算（資源管理、不漁問題、加工・流通、基盤整備ほか）について、水産庁から説明があった。

## 資源管理の状況等の報告（区画漁業権）について

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

### 漁業法 拠粹

#### （資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

### ◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区分	漁業の種類		件数	報告対象期間	提出期限
区画	第1種区画漁業	のり養殖業	82	4/1～翌3/31	5月末
		わかめ養殖業	24		
		こんぶ養殖業	8		
		あおのり養殖業	6		
		かき垂下式養殖業	17		
		かき・あさり垂下式養殖業	2		
		あかがい垂下式養殖業	8		
		あわび小割式養殖業	3		
		真珠養殖業	1		
		魚類小割式養殖業	75		
共同	第3種区画漁業	あかがい等養殖業	5		
	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか	135	1/1～12/31	2月末
	第2種共同漁業	藻建網 磯建網	65	1/1～12/31	2月末
		かに建網 春かに建網		3/1～11/30	2月末
	樹網漁業	雑魚樹網	58	1/1～12/31 ～翌1/31 ～翌2/末 等	4月末
		雑魚樹網以外			
定置	第3種共同漁業	つきいそ、地びき網	7	1/1～12/31	2月末
	定置漁業	あじ定置網漁業	4	6/1～12/31	2月末

# 報告の様式例

## 第1種区画漁業

### 区画漁業権における資源管理の状況等の報告

○○漁業協同組合

第1種区画漁業

○○養殖業

第○○号

○年○月○日～○年△月△日

#### 1 環境保全等の取組状況

漁場周辺の環境保全のため実施している取組	採水調査（年○回） 海底耕耘（○回） 底質改良材散布（○kg）
その他の取組	養殖業に関する体験学習・出前授業（○回延べ○人） 子供向け釣り教室の実施（○回） 等

#### 2 漁場の活用の状況

施設数	○	規模	× × m	
	○○人		t	
			t	
			t	
			t	

#### 3 漁場を活用していない理由

# 資源管理の状況等の報告(区画漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R2.12.1～R3.3.31

区分	漁業の種類	免許件数	活用漁場件数	割合	環境保全等の取組状況	生産量	備考
第1種区画漁業	のり養殖業	82	55	67%	採水調査、海底耕うん等	125,719千枚	(生のり:25t)
	わかめ養殖業	24	15	63%	海底耕うん等	27,350kg	生、塩蔵、乾燥
	こんぶ養殖業	8	5	63%	海底耕うん等	65kg	乾燥
	あおのり養殖業	6	6	100%	採水調査、海底耕うん等	4,691kg	乾燥
	かき垂下式養殖業	17	11	65%	採水調査、海底耕うん等	90t	殻付き身 143t むき身
	かき・あさり垂下式養殖業	2	2	100%		46t	殻付き(かき) むき身(かき)
	あかがい垂下式養殖業	8	4	50%		117t 10t あさり	
	あわび小割式養殖業	3	1	33%		1,53kg	
	真珠養殖業	1	0	0%		1,170kg	
	魚類小割式養殖業	75	45	60%	採水調査、海底耕うん等	9,904t	
第3種区画漁業	あかがい等養殖業	5	4	80%		0	報告対象期間外に収穫予定
		231	148	64%			

※漁場を活用していない場合の理由  
　　行使者数の減少  
　　栄養塩不足により成長が見込めないため休業  
　　漁場を休ませている等

